

令和 2 年 1 1 月

第 7 回人吉市議会（臨時会）議案

人 吉 市

令和 2 年 1 1 月 第 7 回 人吉市議会（臨時会）提出案件

議案番号	件	名
議第 1 2 2 号	令和 2 年度	人吉市一般会計補正予算（第 1 2 号）
議第 1 2 3 号	令和 2 年度	人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 2 4 号	令和 2 年度	人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 2 5 号	令和 2 年度	人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 2 6 号	令和 2 年度	人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 1 2 7 号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議第 1 2 8 号		
議第 1 2 9 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議第 1 3 0 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

- | | |
|------------|--|
| 議第 1 2 7 号 | 人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 1 2 8 号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 1 2 9 号 | 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第 1 3 0 号 | 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 1 2 7 号

人吉市部設置条例の一部を改正する条例

人吉市部設置条例（平成 4 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 復興局

第 3 条に次の 1 号を加える。

(7) 復興局

ア 災害復興本部に関すること。

イ 復興計画・復興まちづくり計画の策定及び推進に関すること。

ウ 復興に関する関係機関との連絡調整に関すること。

エ 復興に係る特命に関すること。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 2 年 7 月豪雨災害からの復興を強力に推し進める新たな組織を設置するため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 2 8 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第129号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年人吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 3 0 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に、「1 0 0 分の 1 1 0」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

第 2 条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7. 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7. 5」に、「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7. 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の期末手当に関し、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

